

23 農林漁業普及指導手当

農業、林業若しくは水産業に関する普及事業に従事する普及指導員に支給する。

条例第21条の7

(1) 支給範囲

手当の支給を受ける普及指導員とは、次に掲げる者とする。

(ア) 農業改良助長法（昭和23年法第165号）第8条の規定に基づいて置かれる普及指導員（管理職手当の支給を受ける職員を除く。）

規則7—44第2条

(イ) 森林法（昭和26年第249号）第187条の規定に基づいて置かれる林業普及指導員であつて、人事委員会が定める要件を満たしているもの（管理職手当の支給を受ける職員を除く。）

〔昭和39年通知〕
403号

(ウ) 水産業に関する普及指導員（管理職手当の支給を受ける職員を除く。）として人事委員会が定める要件を満たしているもの

(2) 支給額

条例第21条の7

$$\text{手当額} = (\text{給料月額} + \text{管理監督職勤務上限年齢調整額}) \times \frac{8}{100}$$

第2項

規則7—44第4条

条例附則第42項

端数計算法

第2条第1項

（注）その額に1円未満の端数があるときは、切り捨てた額とする。

(3) 支給方法等

(ア) 給料の支給方法に準じて支給する。

規則7—44第5条

ただし、離職し、又は死亡した場合において、次に該当するときは支給できない。

(i) その者が、その月の初日から離職し、又は死亡した日までの間に勤務をした日（注）が全くないとき

(ii) その者（育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員を除く。）が離職し、又は死亡した日の翌日からその月の末日までの間を正規に勤務したものとした場合においても、勤務をした日（注）の合計がその月の勤務を要する日（週休日、休日及び割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間を指定された日を除いた日をいう。以下同じ。）の合計の $\frac{1}{2}$ に満たないとき

(iii) その者（育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員に限る。）が離職し、又は死亡した日の翌日からその月の末日までの間を正規に勤務したものとした場合においても、勤務をした日における勤務をした時間（注）の合計がその月の勤務を要する日における育児短時間勤務職員等又は短時間勤務職員として勤務を要する時間の合計の $\frac{1}{2}$ に満たないとき

（注）上記の「勤務をした日（時間）」とは、勤務を要する日（時間）のうち、人事委員会が定める普及業務に従事している日（時間）及び公務災害若しくは通勤災害（外国派遣条例第3条第1項に規定する派遣職員、公益的法人等派遣条例第3条第1号に規定する派遣職員及び公益的法人等退職派遣者の派遣先のものを含む。下記（イ）（i）b及び（イ）（ii）bにおいて同じ。）による病気休暇により勤務をしていない日（時間）をいう。

規則7—44第3条

(イ) 前記（1）に該当する職員であっても、その者が次に該当する場合は支給できない。

(i) 育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員以外の職員

月の初日から末日までの間において、勤務を要する日のうち次に該当する日の合計がその

月の勤務を要する日の合計の $\frac{1}{2}$ に満たない場合

a 人事委員会の定める普及業務に従事している日

- b 公務災害又は通勤災害による病気休暇により勤務をしていない日
- (ii) 育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員
- 月の初日から末日までの間において、勤務を要する日における育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員として勤務を要する時間のうち次に該当する時間の合計がその月の勤務を要する日における育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員として勤務を要する時間の合計の $\frac{1}{2}$ に満たない場合
- a 人事委員会の定める普及業務に従事している時間
 - b 公務災害又は通勤災害による病気休暇により勤務をしていない時間

24 災害派遣手当

災害応急対策若しくは災害復旧、復興計画の作成等、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置の実施又は新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため派遣された職員の一部に支給する。

条例第21条の8

(1) 支給要件

災害応急対策若しくは災害復旧、復興計画の作成等（大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第35条に規定するもの）、国民の保護のための措置（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第3項に規定する措置）の実施又は新型インフルエンザ等緊急事態措置（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策若しくは同条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置）の実施のため派遣された職員が、住所又は居所を離れて県の区域に滞在する全日数

条例第21条の8

(2) 支給額

滞在する日1日につき、次に掲げる額

規則7—45第1条

施設の利用区分 県の区域 に滞在する期間	公用の施設又は これに準ずる施設	その他の施設
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5,140円

(3) 支給方法

月の1日から末日までの分をその都度任命権者の指定する日に支給する。
ただし、支給日前に離職し又は死亡した職員には、その際支給することができる。

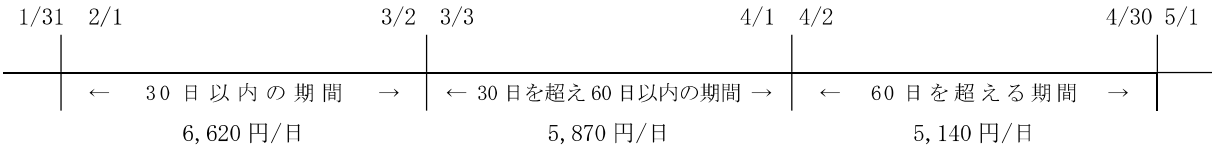
規則7—45第2条

(例)

派遣期間：H30.2.1（到着日）～H30.4.30（出発日5.1）
施設の利用区分：全期間「その他の施設」を利用

の場合

滞在期間は出発日の前日まで



2月分手当額 6,620円×28日＝185,360円
3月分支給額 6,620円×2日＋5,870円×29日＝183,470円
4月分支給額 5,870円×1日＋5,140円×29日＝154,930円